

令和6年

第7回7月定例教育委員会議事録

令和6年7月30日

大野城市教育委員会

## 次 第

### 1 招集日時

- 招集日 令和6年7月 30 日
- 開会時間 午前 10 時 00 分
- 閉会時間 午前 11 時 05 分

### 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

### 3 会議次第

#### (1)開会

#### (2)議事録署名委員の指名

令和6年第6回議事録の署名委員 佐藤 友恵 委員

令和6年第7回議事録の署名委員 高野 英機 委員

#### (3)議事

第 23 号 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について

第 24 号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について

第 25 号 大野城市いじめ問題調査委員会規則の制定について

第 26 号 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について

第 27 号 大野城市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

第 28 号 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

#### (4)教育長報告 なし

#### (5)報告 なし

#### (6)その他

①6月定例議会 一般質問の概要について

②教育長の業務報告(6月～7月)

③教育委員会の主な行事・業務の予定(8月)

#### (7)閉会

### 4 出席した委員等 伊藤 啓二(教育長)・松本 民仁・高野 英機 山口 典子・藤河 久美・佐藤 友恵

### 5 欠席した委員 なし

6 出席した職員	教 育 部 長	若山 純哉
	教 育 政 策 課 長	光野 直隆
	教 育 振 興 課 長	松岡 真彦
	教育支援課主幹指導主事	平井 源樹
	ス ポ ー ツ 課 長	甲斐 めぐみ
	ス ポ ー ツ 課 長	中原 英貴
	教 育 政 策 課 係 長	川口 司寛
	教 育 政 策 課 担 当	吉富 咲紀
	教 育 政 策 課 担 当	橋本 由美
7 会議の書記	教 育 政 策 課 担 当	橋本 由美

午前10時00分 開会

○伊藤教育長

ただいまから令和6年7月教育委員会を開会いたします。

本日は、3名の傍聴の申出がっております。非公開とする内容ではありませんので、公開として傍聴を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしということですので、傍聴を許可いたします。

〔議事録署名委員の指名〕

○伊藤教育長

次第の2、議事録署名に入ります。前回の6月定例会にて佐藤委員にお願いをしておりましたので、署名をお願いいたします。

それでは、今回の議事録の署名については高野委員にお願いをいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

〔議事〕

○伊藤教育長

それでは、次第3、議事に入ります。

〔第23号議案 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について〕

第23号議案、令和7年度使用小学校教科用図書の採択について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

それでは、第23号議案について、説明をいたします。

1ページをご覧ください。

現在、小学校で使用している教科用図書は、昨年、令和5年7月の定例教育委員会におい

て採択をいただきました。そして、令和6年度から令和9年度までの4年間、使用することとしております。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一教科用図書を採択するものと定められております。

また、同法の施行令第15条第1項の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は4年間と定められており、令和6年度から令和9年度までの4年間は同一の教科用図書を使用する必要があります。そのため、令和6年度と同一の教科用図書を令和7年度も引き続き採択いただくことにつきまして提案するものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決に入ります。

第23号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第23号議案について承認すべきものと決めます。

〔第24号議案 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について〕

続いて、第24号議案、令和7年度使用中学校教科用図書の採択について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

それでは、第24号議案について説明をいたします。

こちらの議案につきましては、本日お配りしております資料をご覧ください。

まず、提案理由ですが、令和7年度から使用する中学校教科書の採択につきまして、令和6年度、今年度に行うこととなっております。資料の最終、63ページから64ページに法律等の抜粋を添付しておりますので、併せてご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定、これは教科書その他の教材の取扱いに関する教育委員会の処分権限を規定したものでございます。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条第1項の規定、これは小中学校で使用する教科用図書の採択時期を規定したもので、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとの規定があり、今回、議案を提案させていただくものです。

教科用図書の採択につきましては、各市町村教育委員会で採択を行うこととなっておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定によって、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとなっております。今回、筑紫地区の各市の教育長で組織しています第1地区、筑紫地区になりますが、教科用図書採択協議会において、中学校教科用図書の選定を行う協議の結果、令和7年度から使用する教科用図書として、本日配付しております選定結果資料のとおり、選定を行っております。

なお、これらの教科用図書は地区単位の採択となっており、筑紫地区それぞれの教育委員会において、今回提案しております教科用図書の採択が承認されますと、筑紫地区内の全ての中学校で使用するることとなります。

それでは次に、選定結果と選定経過、選定理由を説明いたします。

まずは、教科書選定の組織と選定経過について説明をいたします。

65ページに業務の流れのフローを添付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

令和6年4月18日に、筑紫地区5市の教育長5名による筑紫地区教科用図書採択協議会を発足いたしました。採択協議会は、教科用図書選定委員会を発足し、5月14日に選定委員会に対して、令和7年度使用の中学校教科用図書選定について、調査・研究し、答申するよう諮問しました。

これに基づき、選定委員会を教科ごとに校長、教頭、教員数名で構成し、5月から7月まで、答申に向けて教科用図書の調査・研究を行ってまいりました。

また、福岡教育事務所では、中学校の教科ごとに調査・研究部会を発足させ、各地区の採択協議会が教科用図書を選定するために必要な資料を作成し、6月27日にその結果を筑紫地区の採択協議会に具申されました。

選定委員会は、教育事務所における調査・研究結果と、学校からの意見書、及び選定委員会独自の調査・研究を踏まえて、7月17日に教科用図書採択協議会に選定結果の答申を

行っております。

その答申を基に、筑紫地区5市の教育長が協議を行った結果、今回報告する令和7年度使用中学校教科用図書選定結果を作成しています。

次に、その結果と理由を説明いたします。

お配りしております議案の1ページの、令和7年度使用中学校教科用図書選定結果をご覧ください。

表は、左から教科の種目、発行者の番号並びに略称、選定した教科用図書の名称と選定の主な理由を記載しております。表の上から教科の種目ごとに説明をさせていただきます。

それでは、表の一番上から説明いたします。国語、発行者は光村図書、教科用図書名は「国語」。選定の主な理由は、教材が9年間を見通した発達段階や系統性を考慮した配列になっている。

次が、書写、光村図書「中学書写」。本編と硬筆練習帳「書写ブック」を併用することで、実態に応じた学習量を設定し、学習を進めることができる。

続きまして、社会、地理的分野、帝国書院、「社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土」。色が他の出版社よりも鮮明で見やすい。また、視覚的にも赤色などに配慮していることが分かる。QRコンテンツが充実しており、学びを深めるコンテンツを活用しやすい。

続きまして、社会の歴史的分野、帝国書院、「社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き」。生徒の疑問を解決できるような外部リンクとつなげたQRコードの掲載が多く、生徒の個に応じた指導への配慮がなされている。

続きまして、公民的分野、帝国書院、「社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して」。節ごとにQRコードでデジタルコンテンツを活用できるようになっており、個別最適な学びを支援できる構成となっている。

続きまして、地図、帝国書院、「中学校社会科地図」。A4判で印刷が鮮明である。SDGsとの関連が分かるような工夫がされている。ユニバーサルデザインで見やすく、色使いが分かりやすい。

続いて数学、新興出版社啓林館、「未来へひろがる数学」。ステップ式、見やすい構造、巻頭に既習内容の確認コンテンツでスムーズに学習できる。全ての例題に解説動画。statKeirinはじめ操作性が高い。

続いて理科、学校図書、「中学校 科学」。科学的な探究を生徒自らができる構成である。また、チャット対応や自動採点など、教科書を用いて個に応じた学習が可能である。

続きまして種目は音楽の一般、教育芸術社、「中学生の音楽」。「深めよう！」などで、個に

応じた指導への配慮がある。ワークシートや音源へのリンクの二次元コードが多く記載されている。「学びのコンパス」などで発展的な学習ができる。

続きまして、音楽の器楽合奏、教育芸術社、「中学生の器楽」。「学びのコンパス」を通して言語活動を図る指導内容が記されている。「深めてみよう！」では発展的な学習内容を多く取り上げている。

美術科、光村図書、「美術」。生徒が発想、鑑賞を深め、授業を振り返るシートが充実。3年間を通して使用できる別本資料で、自主的・自発的な学習に応用できる。

保健体育、東京書籍、「新編 新しい保健体育」。デジタルコンテンツが特に優れており、動画、思考ツール、シミュレーション、章末問題など多様なコンテンツが掲載されている。

続きまして、技術・家庭科の技術分野、開隆堂出版、「技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて」。学習の目標、課題、内容、確認のパターンで構成されており、学習の流れがつかみやすく、技術の見方・考え方の定着がなされやすい。

続きまして、技術・家庭の家庭分野、開隆堂出版、「技術・家庭 家庭分野、自立しともに支え合う生活へ」。ガイダンスが充実し、自立と共生を目標とする家庭分野の学習の役割や学び方の例があり、興味・関心を持たせる工夫がされている。

外国語(英語)、東京書籍、「NEW HORIZON English Course」。デジタルコンテンツが充実しており、小学校とのつながりに適している。Unit後のActivityが充実しており、1年生時のフォニックスが充実している。

最後に、道徳、東京書籍、「新編 新しい道徳」。多様な教材が準備されており授業内容や指導者に応じて導入、展開、まとめの各段階で工夫・活用ができる。QRコンテンツが多彩で充実。

以上が、採択結果の説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。説明は以上です。

○伊藤教育長

それでは、採択の選定経過など、流れを含めまして、第1地区、各教科の選定結果の報告がありました。ただいまの説明について何かご質問があったらお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員

ご説明ありがとうございます。

生徒用デジタル教科書について、現状は算数と英語が端末に入っているということですが、今回、令和7年度使用のデジタル教科書において、利用できる教科がどのようになっているのか、この表では分かりづらかったので、教えていただけますでしょうか。

○伊藤教育長

私のほうから説明しましょうか。

○光野教育政策課長

お願いいたします。

○伊藤教育長

デジタル教科書について、今の段階では新しい教科書において無償で配布されるのは現行と変わりません。ただ、各社、児童生徒用のデジタル教科書は当然準備をされていますので、自治体によって有料の分を購入して使うということは当然考えられます。

現在、筑紫地区内では、来年度からも現行と同じように、児童生徒用のデジタル教科書が配布されているのは算数・数学と英語の2教科です。随時また増えていこうと思っております。

○佐藤委員

小学生は、特に低学年を中心に、荷物がすごく重たくて、自宅で持ち帰りの宿題をする際に、算数や国語などの教科書まで一緒にランドセルの中に入れて、すごく重たいという話を聞いています。ただ、そのデジタル教科書を見られるということだけでは、持ち帰っても、活用できないと意味がないと思うんですけれども、そういった声なども加味して、考えていただければと思います。

今、算数と英語が利用できるということなので、もし授業の中で全く使ってないようであれば、そういったものも活用して、学校に教科書を置いて帰ったとしても、家でその教科書を見られるような状況であればいいなと思っております。よろしく願います。

○伊藤教育長

よろしいですか。

それでは、また機会がありましたら、県、国のほうに要望として伝えていきたいと思っていま

す。

そのほか、何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決に入ります。

第24号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第24号議案について承認すべきものと決めます。

ただいまの選定結果のとおり、採択をご承認いただきありがとうございました。それでは私から、今後のことについて、少し説明をさせていただきます。

この後、本市の結果を再度、筑紫地区の採択協議会に報告をして、各市の意見がそろった時点で決定となります。意見が不一致の場合は、再度、採択協議会において筑紫地区で統一した教科書を採択することとしておりますので、再度この会議を持ちご審議をいただくこととなります。

また、教科書採択に関する信頼を確保するために、教科書採択に関しては無償措置法第15条及び無償措置法施行規則第7条により、義務教育諸学校については、採択権者が採択を行ったときは、遅滞なく当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由、教科書研究などに作成した資料、採択地区協議会の会議の議事録の公表の努力義務が規定をされています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の会議の議事録について、作成、公表の努力義務が規定されています。

採択事務に関する情報公開請求等の対応については、採択協議会事務局、今年度は春日市で対応することになっております。

また、市の広報紙、予定としては10月1日号で採択結果についてお知らせをすることとしております。

以上、今後の動きについてのご説明を補完しておきます。以上で終わります。

〔第25号議案 大野城市いじめ問題調査委員会規則の制定について〕

第25号議案、大野城市いじめ問題調査委員会規則の制定について、平井教育支援課主幹指導主事に説明をお願いします。

○平井教育支援課主幹指導主事

3ページをご覧ください。

第25号議案、大野城市いじめ問題調査委員会規則の制定について、説明いたします。

いじめの重大事態に対して、第三者委員会の調査を実施することに伴い、大野城市いじめ防止条例第29条の規定に基づき、大野城市いじめ問題調査委員会の組織運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

規則の概要について説明いたします。

第3条の組織でございます。

本委員会の委員構成につきましては、弁護士、医師、学識経験者、児童生徒の心理に関する専門的知識及び識見を有する者、児童生徒の福祉に関する専門的知識及び識見を有する者で構成することとします。

また、事案の内容に応じて、教育委員会が必要と認める者に対し、委員を委嘱することができることとします。

次に、第4条の会議でございます。

第3項でございますが、この会議につきましては、非公開とすることとします。

以上の内容により、新たに規則を制定いたしますので、承認を求めるとでございます。

説明は以上になります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何か質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、質問がないようですので、これより採決に入ります。

第25号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第25号議案について承認すべきものと決めます。

〔第26号議案 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について〕

それでは次、第26号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について、甲斐スポーツ課長、説明をお願いします。

○甲斐スポーツ課長

7ページをお願いいたします。

第26号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。

本議題につきましては、大野城市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づき、大野城市スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。今回、委嘱をいたします委員につきましては、資料8ページになりますが、東地区コミュニティ運営協議会より推薦いただいております辻純子氏でございます。委嘱期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までとなっております。

本委員につきましては、東地区から欠員となっていた委員につきまして、改めて推薦がありましたので、今回委嘱について議案として提案するものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長

ただいまの説明について、何かご質問はありませんか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第26号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第26号議案について承認すべきものと決めます。

〔第27号議案 大野城市スポーツ推進審議会委員の解嘱について〕

〔第28号議案 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について〕

続けて、第27号議案及び第28号議案は、大野城市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱の承認に関する議案で関連がありますので、一括して審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、第27号議案、大野城市スポーツ推進審議会委員の解嘱について、第28号議案、大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、甲斐スポーツ課長、説明をお願いします。

○甲斐スポーツ課長

それでは、資料9ページをお願いいたします。

まず、第27号議案、大野城市スポーツ推進審議会委員の解嘱について、ご説明いたします。

本議案につきましては、大野城市スポーツ推進審議会設置条例施行規則第2条に基づき、大野城市スポーツ推進審議会委員を解嘱するものでございます。

資料10ページをお願いいたします。

今回、解嘱する審議会委員につきましては、こちらの表に記載のとおり、大野城市スポーツ協会所属の伊藤徳明氏、高山やす子氏のお二方でございます。お二方より、辞任届のほう提出されましたので、今回、解嘱の議案として提出するものでございます。

続きまして、第28号議案、大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

こちら、資料11ページになります。

こちらは、大野城市スポーツ推進審議会設置条例第3条に基づきまして、大野城市スポーツ推進審議会委員を委嘱するものでございます。

資料12ページをお願いいたします。

今回、新たに委嘱する委員につきましては、表に記載のとおり、大野城市スポーツ協会より推薦がありました井上順吾氏、見城俊昭氏の2名でございます。こちらは、先ほど解嘱委員の残任期間であります、令和6年7月30日から令和7年4月30日までの期間が委嘱期間となります。

説明は以上です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について何か質問はありませんか。よろしいですか。

それでは、質問がないようですので、これより採決に入ります。

第27号議案及び第28号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議なしですので、第27号議案及び第28号議案について承認すべきものと決めます。  
それでは、議事については以上でございます。

〔教育長報告〕

○伊藤教育長

次第の4、教育長報告。

今回、教育長報告の内容はございません。

〔報告〕

○伊藤教育長

続いて、次第の5、報告。

こちらも、今回は報告すべき事項はございません。

〔その他〕

(1)6月定例議会 一般質問の概要について

(2)教育長の業務報告(6月～7月)

(3)教育委員会の主な行事・業務の予定(8月)

○伊藤教育長

では、これをもちまして7月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会